

J R 東海労働組合関西地「申」第12号
2016年11月4日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「一方的な見極め試験及びフォロー教育の実施」に関する申し入れ

10月19日、東海労働組合員が担当した683A、新富士駅～静岡駅間に於いてVCBトリップ故障が発生した。指令との通話状態が悪く意思疎通が出来ない中「ノッチオフ」及び「遠隔開放」を伴う故障処置であったが応急処置は完了した。これに伴い、静岡駅には45秒遅着した。

運転取扱い、応急処置とも通常に完了したにも関わらず、会社は「冷静に対応できず、指令の指示で応急処置を行った」という一方的な理由で、日勤に指定し見極め試験及びフォロー教育を実施することは、到底納得できない。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 当該組合員が、運転取扱い及び応急処置共に通常に完了したにも関わらず、日勤に指定し見極め試験及びフォロー教育を実施するに至った経緯を明らかにすること。
2. 過去に同様のケースで、運転取扱い及び応急処置共に通常に完了したにも関わらず、見極め試験及びフォロー教育を実施した事実があるのか明らかにすること。
3. 運転取扱い及び応急処置共に通常に完了したにも関わらず、見極め試験及びフォロー教育の実施を指示したのは、誰か明らかにすること。
4. 当該組合員は、指令員との通話状態が悪く意思疎通が出来ない中での通話であった。通話の中で「冷静に対応出来てない」と指令員の一方的な主観が入り、指令指示のもと応急処置を行ったことが、技量不足に当たるのか会社の見解を明らかにすること。
5. 当該組合員は、指令指示のもと「ノッチオフ」及び「遠隔開放」を伴う応急処置を行った。会社は、この応急処置に伴い静岡駅には45秒遅着したとのことであるがその根拠を明らかにすること。

6. 当該組合員は、10月20日、退出点呼終了後、吉浦助役から事情聴取された。その事情聴取に対し、吉浦助役から「自己の時間である」と言われて超勤扱いにしなかった。その理由を明らかにすること。
7. 会社は、今回の事象に対して10月20日の自所帰着後に「時系列等報告書の作成」を求めている。何故、直ぐに求めなかったのか理由を明らかにすること。
8. 運用指令の役割は、列車及び乗務員の運用を司り、応急処置を伴う事象に際しては安全最優先で乗務員に対する的確な指示を行う役割があると考えられる。今回の事象に際して、当該組合員が指令から指示を受けたことの何処に問題にあるのか、会社の見解を明らかにすること。
9. 今回の事象に対して、当該組合員が「冷静に対応出来なかった」理由のみを問題にしている。会社の責任で、定例訓練等でシミュレータ訓練の充実を図り乗務員が冷静に対応できる対策を講じること。
10. 今回の事象に対して、見極め試験（知識確認）を実施したことは、「冷静に対応出来る」教育と何ら結びつかないと考えられる。フォロー教育を直ちに中止し、今回の事象に応じた教育を実施すること。
11. 現在、当該組合員は大阪高等裁判所において、会社との間で不当なボーナスカットに対する本人訴訟を係争中である。今回の一方的な日勤指定及び見極め試験を実施し、見極め試験の不合格により今後フォロー教育を実施していくことは、明らかに本人訴訟への報復攻撃であり到底納得出来ない。当該組合員のフォロー試験を直ちに中止し、運転士に復帰させること。また、本人に謝罪すること。

以 上